

平成 30 年度 仙台市定禅寺通活性化協議会コーディネート業務委託 仕様書（案）

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市が、受託者に業務委託する「平成 30 年度 仙台市定禅寺通活性化協議会コーディネート業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

2. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書によって行う。
- (2) 受託者は本業務を行う場合、常に仙台市と綿密な連絡を取るとともに、仙台市の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は本業務の遂行にあたり、仙台市から提供する情報については、下記の事項を厳守すること。
 - 1) 受託者は、仙台市から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。
 - 2) 受託者は、仙台市から提供のあった情報を指示した目的以外の使用をし、また第三者への提供をしてはならない。
 - 3) 受託者は、情報を記録した書類、また磁気ファイルの複写、及び複製をしてはならない。
 - 4) 受託者は、情報について事故が発生した場合、速やかに仙台市に報告をしなければならない。
 - 5) 受託者は、情報の保護管理について、仙台市の検査を受けなければならない。
 - 6) 前各号に掲げる事項に関するために違反した場合、仙台市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- (4) 受託者は、本業務の着手前に作業計画書を仙台市に提出し、承認を受けなければならない。なお、作業計画書には次の事項を包含すること。
 - ①着手届、業務履行計画表
 - ②業務担当者届
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに仙台市に連絡し、その指示に従うものとする。
- (6) 本業務は、成果品及び完了届、その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合には、完了と認める。ただし、完了後に成果品に隠れた誤り等が発見された場合には、受託者は監督員の指示により速やかにその修正または再作業を行うものとする。

II. 業務内容

1. 業務の目的

仙台市では杜の都を象徴する定禅寺通に関して、道路空間の再構成やエリアマネジメントの導入等の活性化事業を行い魅力を高めること及び、まちなかの人の回遊性を高め、仙台市がより一層多くの人々を魅了する活力ある都市となることを目的とし、平成 29 年度より定禅寺通活性化推進事業を進めており、本業務は当該事業の一環である。

平成 29 年度は、定禅寺通周辺の土地・建物所有者など地元関係者に対するヒアリング及び、関係者向けのフォーラム、ワークショップ等を実施し、定禅寺通の将来イメージについて意見交換を行った。また、定禅寺通及び周辺道路の交通量調査及び土地・建物調査、仙台市都心や定禅寺通周辺における歩行者の回遊性の実態調査・意識調査等の基礎的調査並びに、公開空地と歩道の一部を活用したオープンカフェ社会実験及び、アンケート調査を実施してきた。

平成 30 年度においては、土地・建物所有者など地元関係者を中心としたメンバーにより構成される(仮称)定禅寺通活性化協議会(以下、「協議会」という)を立ち上げ、協議会における検討を通して、定禅寺通エリアの魅力を向上させ、地域価値を高めるようなエリアの将来像を描き、その実現に向けた取組みの内容を計画する。仙台市は、活性化に向けた取組みの手法として、道路空間の再構成や利活用により、公共空間と沿道民有地の一体的なまちづくりを行うことを手法のひとつとして想定しており、道路空間の再構成について検討を進め、並行し調整しながら、協議会では道路空間の活用方法やその仕組み等についても検討し、年度内に方向性をとりまとめる。

なお平成 31 年度以降は、協議会における検討を継続し、また検討内容の有効性を確認するための社会実験等を実施し、将来的には協議会またはそのメンバーが基礎となり、持続的にまちづくりに取り組むことのできるエリアマネジメント団体となることを見据えている。

これらを踏まえ、本業務は、協議会における検討手順や、具体的な取組内容の立案、会議における助言資料の作成、検討内容を実践で確認する企画立案等、定禅寺通エリアのまちづくりについて、地域が主体となって検討を進めることができるよう支援を行うものである。

2. 業務対象範囲



定禅寺通(仙台市道青葉 1171 号定禅寺通線)から 2 街区程度。

※図の点線は愛称としての定禅寺通までの範囲。

3. 業務の内容

(1) 協議会における検討支援

全体の検討手順やスケジュール、定禅寺通エリアの魅力を向上させ、地域価値を高める具体的な取組みの企画立案、会議における専門的助言や技術的支援(資料作成を含む)、また検討内容に関わる地元の利害関係者等の合意形成など、協議会全体にかかるコーディネートを行う。

業務の遂行にあたり、検討内容に応じて関係する専門家を手配することとし、より実現

性を高めるための体制を確保するものとする。

＜主な検討内容＞

- ・ 定禅寺通エリアの将来像
 - ・ 将来像の実現に向けた取組内容と実施スケジュール（平成 31 年度以降も含む。）
 - ・ 道路空間の具体的な活用方法（民有地と一体的な活用や民有地との相乗効果を得られる単独活用等）や、実施体制（管理・運営）、ルールなどの仕組み等
- ※ 協議会は、定禅寺通エリアの土地・建物の所有者や、町内会、まちづくり団体等の地元関係者を主体として組織し、平成 30 年 5 月頃に新規設立する予定。
- ※ 協議会には、全体会の下に検討ワーキンググループを設置することを想定。
- ※ 本業務では協議会への専門家配置を行い、専門家への報酬（資料作成費用を含む）や旅費等の支給については、別途仙台市が行うものとする。
- ※ 仙台市が別に実施する道都空間再構成の検討業務と擦り合わせながら進める。

(2) 検討内容の実践及び検証を行うワークショップ等の企画

協議会における検討内容について、協議会のメンバーがフィールドワーク等体験や試行的な取組みを通じて体感するとともに、地元や市民等が参加し意見交換を行う機会を合わせ持つことで、より検討の深度化を図るため、ワークショップ等を協議会の検討状況に応じて実施する予定であり、その企画を行う。

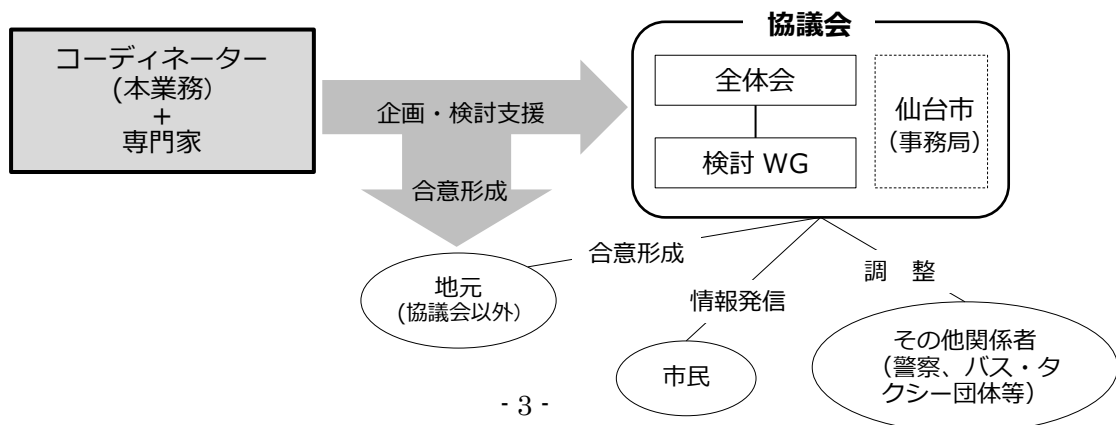
またワークショップ等では、協議会に参加していない地元関係者や、市民に対する取組みの周知や機運醸成を図ることも目的とする。（4 回程度を想定）

- ※ 本業務ではワークショップ等の企画立案を行うものとし、実施にかかる業務は、本業務とは別に仙台市が委託して行うものとする。
- ※ 市は本業務とは別に、定禅寺通の活性化について市民に周知し、機運醸成を図る取組みを、車線の一部規制も視野に行う予定であり、それと連動したワークショップを実施することも想定している。

(3) 地元の合意形成促進

協議会において検討内容が具体化していく中で、利害関係者等に対する説明や協議といった、実現に向けた調整を行うなど、協議会に参加していない利害関係者並びに地域住民等との合意形成を円滑に進める。

【業務体制】



(4) その他協議会にかかる調整

協議会における検討と並行し、仙台市が行う道路空間再構成の検討業務及び協議会における検討内容を擦り合わせながら進めるため、必要に応じて他業務の受注者とも調整を行う。

4. 打合せ及び協議

業務着手時及び成果品納品時の他、協議会の進行調整に必要な打合せは随時実施するものとする。なお、業務着手時及び納品時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

Ⅲ. 成果品等

1. 成果品

成果品については、下記を基本とし、仙台市と十分な協議の上、次の部数を提出するものとする。なお、報告書には、業務に係る協議記録、作成資料を含むものとする。

- ① 業務委託報告書（A4版） 3部
- ② 業務委託報告書（電子データ） 一式
- ③ その他関係資料（ファイル綴り又は電子データ） 一式

※電子データは、CD または DVD 等に格納し、提出すること。

2. 成果品の帰属及び著作権

成果品については、委託者の所有とし、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

Ⅳ. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日より平成31年3月29日までとする。

(参考) 定禅寺通活性化推進事業 全体スケジュール (案)

